

旧優生保護法に関する対応について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 旧優生保護法に基づく優生手術等の実施状況の把握

- ・長野県衛生年報によると、法第4条・12条に基づく優生手術（本人同意なし）は、474件
- ・長い年月が経過しており、関係書類の多くは残存していないことを確認
- ・県や関係団体の調査では、子宮の摘出や家族等の強い説得で不妊手術が実施されていた事案など確認

○ 関係資料の調査（他に、医療機関や福祉施設等に資料の保全要請を実施）

- ① 長野県：個人名の記載記録：9件（うち、優生手術の実施に関して個人名の記載：2件）
（県立の医療機関・福祉施設を除く。県独自調査(2月中旬～)と国からの要請に基づく調査(4/25付)の結果)
- ② 医療機関・福祉施設等：個人記録が「ある」と回答した施設が9施設（13人分）
（国からの要請に基づく調査(7/13付)の結果)

○ 障がい関係団体からの聞き取り（9月～）

- ③ 障がい関係団体に、実態把握の実施に関する相談や国・県への要望等を聞き取り
⇒ 国に対して謝罪や補償を求める声、プライバシーへの配慮が重要であるとの指摘 等

● 相談窓口の設置と生活上の支援

当事者の方は子どもがおらず、障がいを抱えるなか、今後の生活に不安を抱える方が多くいる

○ 相談窓口の設置・生活上の支援の実施

- ・2月から県庁担当課において、優生手術に関する電話相談等を実施
- ・9月21日から県庁担当課に「専用相談電話」を設置。プライバシーに配慮して当事者の方等から思いや悩みの聞き取りを行うとともに、生活上の相談・支援を行う体制を整備

【2月～現在までの相談実績：6件】

国から救済策が示された際は、相談の増加が想定

○ 主な経緯

| 時期 | 内容 |
|---------|--|
| 1948年 | 旧優生保護法施行(～1996年) |
| 2018年2月 | 長野県で474件、旧優生保護法（4条・12条）に基づく優生手術が実施（県衛生年報で確認） |
| 3月16日 | <国要望> 旧優生保護法に関する対応について |
| 4月4日～ | 県から医療機関等へ資料の保全を要請 |
| 4月18日 | 全都道府県に相談窓口が設置(本県:保健・疾病対策課) |
| 5月21日 | <国要望> 旧優生保護法に関する対応について |
| 7月3日 | <国調査の結果を公表>…左記① |
| 8月31日 | 県聴覚障害者協会が、全ろう連の要請に基づく調査結果を公表(11人が不妊手術) |
| 9月～ | 障がい関係団体からの聞き取り…左記③ |
| 9月21日 | 県保健・疾病対策課に「専用相談電話」を設置 <国調査の結果を公表>…左記② |

○ 長野県における旧優生保護法に基づく不妊手術の実施状況（県衛生年報から（1950～1979年））

| 旧優生保護法条項 | 男性 | 女性 | 合計 |
|-------------------------------|------|------|-------------|
| 第4条・第12条（本人同意なし） | 151人 | 328人 | 474人 |
| 第4条（医師申請：遺伝性疾患） | 142人 | 307人 | 449人 |
| 第12条（医師申請：非遺伝性疾患） | 9人 | 16人 | 25人 |
| 第3条（本人同意）1号～3号（当事者遺伝・近親遺伝・らい） | 28人 | 109人 | 137人 |

課題

■ 救済の実施に向けて

- ・ 関係資料(個人記録)の廃棄等により救済対象者の確認が困難
- ・ 旧法規定外の手術実施の可能性
- ・ 当時のことに触れてほしくない・思い出したくない・周囲に知られたくないなどの本人や家族の思い

■ 国の救済(一時金の支給等)実施時は、都道府県・市町村、医療施設などで事務量の増加が想定



提案・要望

1 当事者の方などの思いや実態を踏まえた救済の早期実現

- 現在、国においては、超党派の議員連盟や与党ワーキングチームを中心に救済に関する検討が行われているが、当事者や関係者等が高齢化するなか、早急に、個人記録の廃棄等により救済対象者の確認が困難であったり、旧法規定外の手術が行われていた実態等も踏まえ、当事者の思いを汲んだ幅広い救済策を講じること。
- 当事者及び関係者の多くは、高齢者や障がい者であるため、救済策等の周知については、当事者のプライバシーには十分配慮しつつ、様々な広報媒体を活用するなど、当事者に確実に伝わる方法で周知すること。

2 旧優生保護法への対応に要する事務への財政的な措置

これまで、都道府県等では旧優生保護法に関する資料の保全や実態把握、相談業務等を行ってきたが、今後、国の救済等が実施される場合、都道府県・市町村や医療機関等では相当な事務量となることが想定されるため、必要となる人員の確保等に要する財政的な措置を国において講じること。